

＜全体＞

- 分譲マンションの実態把握
- 管理水準の低い管理組合への助言・指導・勧告
- 管理状態の良いマンションに対するインセンティブの付与



改正マンション管理適正化法に基づく「**マンション管理適正化推進計画**」の策定及び「**届出制度等管理状況を把握する仕組み**」の創設を進めていく。

＜段階に応じた施策の検討＞

【新築時】

NO.1 意識啓発

分譲マンションを購入する前に知っておきたい知識を得るための機会を提供
(例)パンフレット(マンションを購入する前に知っておきたい8つのポイント)等による意識啓発【継続】

【築浅時(～築10年程度)】

NO.2 意識啓発

分譲マンションで暮らしていくために必要な知識を得る機会を提供
(例)セミナー・すまいスクール出張版による学びの場を提供【継続】
(例)パンフレット(マンションで暮らしていくためのポイント)等による意識啓発【継続】

【初～中期(築10～30年程度)】

NO.3 適切な修繕の促進

長期修繕計画に基づき、適切に大規模修繕が行われるよう支援
(例)大規模修繕アドバイザー派遣制度による適切な修繕の促進【継続】

【中～後期(築30～45年程度)】

NO.4 管理適正化の促進

管理不全に陥らないよう、管理組合の運営に対する支援
(例)管理運営アドバイザー派遣制度による管理組合内の課題の解決【検討】

【後期～(築45年以上)】

NO.5 耐震化の促進
NO.6 管理適正化の促進

耐震に関する知識が不足している管理組合(旧耐震マンション)に対する支援
管理不全に陥らないよう、管理水準の底上げを図るための支援
(例)高経年マンション専門家派遣による管理適正化に向けた支援【継続】
建物の状況に応じたマンション再生に対する支援
(例)大規模修繕アドバイザー派遣制度による適切な修繕・改良が行われるよう支援【継続】
(例)建て替え・敷地売却支援アドバイザー派遣制度による終活支援【充実】

【すべてのマンション】

NO.2 意識啓発

建物の経年・管理状況に対応する知識等を得る機会を提供
(例)セミナー・すまいスクール出張版による学びの場を提供【継続】

NO.8 管理適正化の促進

管理運営に問題のあるマンションに対して**助言、指導及び勧告**
(例)要支援マンション外部役員派遣制度による主体的に運営できるよう支援【継続】

新

状況に応じた適切な支援を実施

古

